

神奈川県立こども医療センター総長候補者の選考等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県立こども医療センター総長候補者の選考等について、必要な事項を定めるものとする。

(選考の実施及び時期)

第2条 理事長は、総長が退職、解任、その他欠けることとなった場合に、原則公募により総長の選考を実施することができる。

2 選考を実施する場合は、募集開始から締切までの期間を1か月程度とする。

3 応募者又は適任者がいない場合は、再度の選考を実施することができる。この場合においては、募集開始から締切までの期間は1か月を超えない期間での実施も可能とする。

(求められる資質等の基準)

第3条 理事長は、総長の選考にあたり、総長に求められる資質・能力等の基準をあらかじめ定め、公表するものとする。

(選考委員会の設置)

第4条 理事長は、総長の選考にあたり、神奈川県立こども医療センター総長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、総長候補者の推薦を求めるものとする。

2 理事長は、選考委員会を設置した時は、委員名簿及び選定理由等を公表するものとする。

3 選考委員会に関して必要な事項は別に定める。

(任命)

第5条 理事長は、選考委員会から推薦のあった総長候補者の中から総長として最も適任である者を決定し、任命する。

(公表)

第6条 理事長は、総長を任命したときは、選考結果、選考過程及び選考理由を遅滞なく公表するものとする。

(任期及び雇用形態)

第7条 総長の任期は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの原則3

年とし、以後は当法人の規定による。ただし、採用時 65 歳以上の場合は、3 年の任期付き職員とする。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、選考に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 13 日から施行する。